



本件受理していただくには、 団地マネジメント課 長	(注) 団地コード記入、受付印押印後、届出者に「控え（コピー）」を返却	(様式1号)
	団地 コード	

D I Y届出書

大阪府住宅供給公社理事長 様

記入日 令和〇年 〇〇月 〇〇日
〇〇〇〇 団地 1棟 1階 101号室
住宅名義人氏名 公社 太郎 (自署)
電話番号 〇〇 - 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇

D I Yにあたっては、下記の事項を確認のうえ遵守し、後日、異議の申立て等は一切行いません。

記

1. 私が実施する「D I Yの部位」は裏面「D I Y対象項目」及び「つくろう家GUIDE BOOK」の範囲内のものであり、同所に記載されたもの以外には、理由のいかんを問わず、いかなるD I Yも実施いたしません。また、躯体や共用部の破損・改修を伴うものや法令に違反するD I Yは、一切行いません。
- なお、D I Yは、住宅退去時の原状回復義務が緩和（棚や手すりを除き、原状回復義務が原則として免除）されるにとどまり、それ以上に、D I Y施工上の強度その他の性能を保証するものではないことを理解し、異議なく承諾しています。
2. 私は、「D I Yとして行い得る項目」及び「D I Y実施の条件」が裏面記載のとおりであることは異議なく承諾しておりますが、以下の点にはとくに留意して実施することをここに確認します。
- (1) 「D I Yとして行い得る項目」について
- ① 塗装替えは、塗装の色の変更のみであり、原則として塗装面にクロスを貼ることはできないこと、クッションフロアシート及びクロス（壁紙）の貼り替えはクッションフロアシート及びクロスの変更のみであり、フローリングにする等、仕上げそのものの変更は一切できないこと。
 - ② シックハウス症候群への対処として、ホルムアルデヒド放散等級のF☆☆☆☆の部材に限って使用し、それ以外の部材は使用しないこと。
 - ③ コンセント、スイッチ等を中心とし、横幅 30 c mの床から天井までの壁面に釘・ビス打ちはできないこと。また、それ以外の部分も電気配線が埋め込まれていないかを私自らが確認し、電気配線部分には釘打ち等をしないこと。
 - ④ 「手すり」及び「棚」の設置に関しては、壁の強度について、私自ら確認する必要があること。
 - ⑤ 私が設置した「手すり」及び「棚」等の造作物については、退去時にすべて（補強のための下地板含む）私の負担で撤去すること。万一私が撤去せず、貴公社が行った場合は、その費用は私が全額負担すること。
- (2) D I Y実施にあたっての事故、損害等について
- ① 私の行うD I Yに関しては、事故による責任も含め、すべて私の自己責任であること。
 - ② D I Yの実施に際しては、貴公社はもとより、第三者に損害を与えないよう充分に留意し、万一損害を与えたときは、すべて私の責任において問題の解決にあたること。
- (3) 私が実施したD I Yに起因する不具合等について
- 私が実施したD I Yに起因して不具合が生じ、また、修理や取替等が必要となったときは、賃貸借契約の定めによる修繕負担区分にかかわらず、貴公社の指示に従い、私の負担で修理又は取替を行うこと。私が修理等を行わず、貴公社が行った場合は、その費用は私が全額負担すること。
- (4) D I Yによる造作等の所有権その他について
- 私が行ったD I Yに関しては、造作等の所有権、造作買取請求権及び費用償還請求権はすべて放棄し、公社に対してこれらの主張や請求はしないこと。
- (5) 公社による補修等について
- 公社が住宅管理上補修等の必要があるときは、次の事項を異議なく承諾するものであること。
- ① 公社が私の実施した造作物等を撤去すること。
 - ② 撤去（補修等実施）後の復旧は公社が定める仕様によること。
 - ③ 公社が定める仕様と異なるD I Yを希望するときは、その費用は私の負担となること。
- (6) その他
- ① D I Yの実施にあたっては、近隣住民の生活リズムに最大限配慮すべきこと。特に音の出る作業時には近隣住民の事前挨拶を行い、夜間、早朝の時間帯を避け、他の入居者の迷惑にならないようにすべきこと。
 - ② D I Y対象項目以外の修繕負担区分については、賃貸借契約の規定に従うこと。
 - ③ D I Yに起因して不具合が生じたときや第三者に損害を与えた場合は速やかに公社に報告すること。
 - ④ 貴公社の指示があるときはこれに従うこと。

【D I Y対象項目】

DIY の部位	DIY として行い得る項目	DIY 実施の条件
木部	釘、ビス打ち	・スイッチ、コンセントを中心に横幅 30 c m の範囲（床から天井まで）は電気配線が埋め込まれていますので釘打ち等を行わないでください - また、それ以外の部分も電気配線が埋め込まれていないか注意し、電気配線部分には釘打ち等行わないでください ・壁や天井の強度については入居者ご自身でご確認ください ・コンクリート部、プラスター（しっくい）壁には釘、ビス等は使用できません ・3 c m 以上の釘・ビスを使用するとコンクリート下地まで達する可能性がありますので注意してください
	塗装替え	塗装可能範囲は塗装仕上げの部分に限ります
床	クッションフロアシート貼り替え	フローリング等に仕上げを変更することはできません
壁	塗装替え	・塗装可能範囲は塗装仕上げおよび、クロス（壁紙）仕上げの部分に限ります ・使用できる塗料は刷毛、ローラーで塗装できるものに限ります（左官仕上げは不可） ・塗装面にクロス（壁紙）は貼れません ※はがせるシール壁紙を使用することはできますが、退去時に入居者ご自身で撤去してください
	クロス（壁紙）の貼り替え	塗装面にクロス（壁紙）は貼れません
天井	塗装替え	・塗装可能範囲は塗装仕上げおよび、クロス（壁紙）仕上げの部分に限ります ・使用できる塗料は刷毛、ローラーで塗装できるものに限ります（左官仕上げは不可） ・塗装面にクロス（壁紙）は貼れません ※はがせるシール壁紙を使用することはできますが、退去時に入居者ご自身で撤去してください ・膜天井の塗装はできません
	クロス（壁紙）の貼り替え	膜天井の貼り替えはできません
建具	ふすまの貼り替え	・ふすま縁の塗装替えはできません ・ふすま紙の塗装・クロス（壁紙）貼付、撤去は可能です ※ふすま自体（枠組み）を撤去処分することはできません
	ふすま・木製建具の取手の取り替え	新たな穴を空けることはできません
流し台・吊戸棚	表面シート貼り付け	・クロス（壁紙）は貼れません ※はがせるシール壁紙を使用することはできますが、退去時に入居者ご自身で撤去してください
	取手の取り替え	新たな穴を空けることはできません
押入れ・物入れ	ハンガーパイプ設置	・退去時に入居者ご自身で撤去してください ・壁の強度については入居者ご自身で確認してください
その他	カーテンレールの取り替え	
	手すり設置	・退去時にご入居者ご自身で撤去してください（補強のための下地板含む） ・壁の強度についてはご入居者ご自身で確認してください
	スイッチプレートの取り替え	配線部分は、感電や漏電による事故の可能性があるため触らないでください
	棚の設置	・退去時に入居者ご自身で撤去してください（補強のための下地板含む） ・壁の強度については入居者ご自身で確認してください

本届出書に記入いただいた個人情報は、住宅の管理上必要な場合にのみ使用します。